



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項	
○ 沖縄県企業局公印規程の一部を改正する規程	1
○ 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程	3
○ 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程	9
○ 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程	13
○ 沖縄県企業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程	13
○ 沖縄県企業局文書編集保存規程の一部を改正する規程	15
○ 沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程	15
○ 沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程	16
○ 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	16
病院事業局事項	
○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程	16
○ 沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程	17
○ 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程	17
○ 沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令	32
○ 沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	33
議会事項	
○ 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令	34
○ 沖縄県議会公印規程の一部を改正する訓令	34
○ 沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令	35

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業局公印規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局公印規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「管守を行う課（管理事務所を含む。以下「公印管守課」）」を「保管者（以下「保管者」）」に改める。

第3条第2号中「公印管守課」を「保管者」に改める。

第4条第2項中「公印管守課の長」を「保管者」に改める。

第5条を次のように改める。

（公印管理主任及び公印取扱主任）

第5条 保管者（企業出納員（沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）第3条第1項及び第3項に規定する企業出納員をいう。以下同じ。）を除く。）は、公印管理主任（以下「管理主任」という。）及び公印取扱主任（以下「取扱主任」という。）を置かなければならない。

- 2 管理主任は、庶務を担当する班長又はこれに準ずる者を充てる。
- 3 取扱主任は、庶務を担当する職員を充てる。
- 4 管理主任及び取扱主任は、保管者の指揮監督を受け、公印に関する事務に従事するものとする。

第6条第1項中「公印管守課（総務企画課を除く。）の長」を「保管者」に改め、同条第3項中「公印管守課の長」を「保管者」に改め、同条第4項中「2年間」を「5年間」に改める。

第8条を次のように改める。

（公印の使用）

第8条 公印は、公文書以外に使用してはならない。

- 2 公印（別表の沖縄県企業局企業出納員之印を除く。）を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済みの原議書を添えて管理主任又は取扱主任に提示し、審査を受けなければならない。
- 3 管理主任又は取扱主任は、文書管理システム（電子計算機を利用して、文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムで総務私学課長が管理するものをいう。以下同じ。）の機能を利用して公印申請を行う場合には、文書管理システムにより承認を行うものとする。
- 4 管理主任又は取扱主任は、前2項の規定により審査の結果、押印を適当と認めたときは、押印を求めた者に押印させることができる。
- 5 管理主任又は取扱主任は、適正に押印（別表の沖縄県企業局企業出納員之印を除く。）されたかどうかを確認し、決裁済み文書の所定欄に認印しなければならない。
- 6 公印は、明瞭かつ正確に押さなければならない。
- 7 勤務時間外において公印を使用する必要があるときは、事前に保管者にその旨を申し出てその指示により使用しなければならない。

第9条中「公印管守課の長」を「保管者」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（公印印影の印刷）

第9条 一定の字句及び内容の文書を多数印刷する場合において、保管者が適当と認めたときは、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

- 2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、あらかじめ公印印影印刷承認申請書（第3号様式）により保管者の承認を受けなければならない。
- 3 保管者は、前項の規定による公印の印影の印刷の承認をしたときは、速やかに当該印刷物1部を管理者に提出するとともに、その原版を保管するものとする。

別表（沖縄県企業局企業出納員之印の項及び契約の項を除く。）中「公印管守課」を「保管者」に、「総務企画課」を「総務企画課長」に、「各管理事務所」を「各管理事務所長」に改め、同表沖縄県企業局課長之印の項中「各1」を「1」に、「各課」を「総務企画課長」に改め、同表沖縄県企業局久志浄水管理事務所

所長之印の項中 「久志浄水管理事務所」 を 「久志浄水管理事務所長」 に改め、同表沖縄県企業局石川浄

水管理事務所長之印の項中 「石川浄水管理事務所」 を 「石川浄水管理事務所長」 に改め、同表沖縄県企

業局北谷浄水管理事務所長之印の項中 「北谷浄水管理事務所」 を 「北谷浄水管理事務所長」 に改め、同

表沖縄県企業局西原浄水管理事務所長之印の項中 「西原浄水管理事務所」 を 「西原浄水管理事務所長」

に改め、同表沖縄県企業局水質管理事務所長之印の項中 「水質管理事務所」 を 「水質管理事務所長」 に

改め、別表沖縄県企業局企業出納員之印の項中 「

経理課
各管理事務所

」 を 「

企業出納員（本庁）
企業出納員（各管理事務所）

」 に

改め、同表契約の項を削る。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第9条関係）

公 印 印 影 印 刷 承 認 申 請 書	
公印保管者 殿	○○第 年 月 号 日
次のとおり公印の印影を印刷したいので、承認願います。	所属長職氏名 印
公 印 の 名 称	
寸 法	ミリメートル
印 刷 物 の 名 称	
印 刷 枚 数	枚
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
理 由	
摘 要	

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第33条の4に次の5号を加える。

- (12) 薬品費
- (13) 企業債利息
- (14) 借入金利息
- (15) 企業債償還金
- (16) 他会計長期借入金償還金

第37条第1項第2号中「、自動車損害保険料」を削り、同項第6号中「の場所」を削り、同項に次の1号を加える。

- (12) 保険料

第56条中「預り証」を「保管証」に改める。

第99条の3中「沖縄県企業局固定資産管理規程（昭和63年沖縄県企業局管理規程第1号）」を「沖縄県企業局固定資産管理規程（平成26年沖縄県企業局管理規程第11号）」に改める。

別表第1の1の表中「受取利息配当金」を「受取利息及び配当金」に改める。

別表第4中	「 自動車駐車料、道路使用料、自動車損害保険料及び自動車重量税 独立行政法人又は公社に支払う経費 債務の弁済を目的とするため供託をする経費 臨時的に雇用する人夫等に支払う賃金 講習会、協議会その他これに類する会合の場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費 即時支払いをしなければ購入又は借入れをしがたい経費 交通事故に係る損害賠償金 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費 」	を
-------	---	---

「 自動車駐車料、道路使用料及び自動車重量税 独立行政法人又は公社に支払う経費 債務の弁済を目的とするため供託をする経費 臨時的に雇用する人夫等に支払う賃金 講習会、協議会その他これに類する会合において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費 即時支払をしなければ購入又は借入れをしがたい経費 交通事故に係る損害賠償金 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費 保険料 」	に改める。
---	-------

別表第5の3の表中「帳簿価額」を「売却代金」に改める。

別表第6中	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第31号</td> <td style="width: 40%;">執行伺</td> <td style="width: 20%;">第33条</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>執行伺（科目明細）</td> <td style="text-align: center;">”</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第31号の2</td> <td>執行伺</td> <td>第33条の3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>執行伺（科目明細）</td> <td style="text-align: center;">”</td> <td></td> </tr> </table>	第31号	執行伺	第33条			執行伺（科目明細）	”		第31号の2	執行伺	第33条の3			執行伺（科目明細）	”		を
第31号	執行伺	第33条																
	執行伺（科目明細）	”																
第31号の2	執行伺	第33条の3																
	執行伺（科目明細）	”																

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第31号</td> <td style="width: 40%;">予算執行伺</td> <td style="width: 20%;">第33条、第33条の3</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>第31号の2</td> <td>削除</td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">に、</td> </tr> </table>	第31号	予算執行伺	第33条、第33条の3		第31号の2	削除		に、	
第31号	予算執行伺	第33条、第33条の3							
第31号の2	削除		に、						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第49号</td> <td style="width: 40%;">払出票</td> <td style="width: 20%;">第70条</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="vertical-align: middle;">を</td> </tr> </table>	第49号	払出票	第70条					を	
第49号	払出票	第70条							
			を						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第49号</td> <td style="width: 40%;">払出票</td> <td style="width: 20%;">第70条</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>第49号の2</td> <td>不用品処分調書</td> <td>第79条</td> <td style="vertical-align: middle;">に改める。</td> </tr> </table>	第49号	払出票	第70条		第49号の2	不用品処分調書	第79条	に改める。	
第49号	払出票	第70条							
第49号の2	不用品処分調書	第79条	に改める。						

様式第4号（その1）及び様式第5号（その1）中

決 裁 印	企 業 長	企 画 統括監	技 術 統括監	総務企画	総務企画課	企 画 統括長	企 画 調整監	班 長	班 員
-------	-------	---------	---------	------	-------	---------	---------	-----	-----

			課							
	発 行 課	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	起 票				を

企 業 局 長	企 画 統括監	技 術 統括監	総務企 画課	総務企 画課 長	班 長	班 員		
発 行 課	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	担 当	起 票		

に改める。

様式第5号の2(その1)及び様式第5号の3(その1)中

企 業 局 長	企 画 統括監	技 術 統括監	総務企 画課	総務企 画課 長	企 画 調整監	班 長	班 員	
発 行 課	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	起 票			

を

企 業 局 長	企 画 統括監	技 術 統括監	総務企 画課	総務企 画課 長	班 長	班 員		
発 行 課	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	担 当	起 票		

に改める。

様式第11号中

決 裁 印										
	出 納	出納員	班 長	班 員	起 票					を

出	出納員	班 長	班 員	起 票				
納								

に改める。

様式第13号(その1)中

決 裁 印	出	出納員	班 長	班 員				
	納							
	発	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	起 票		
	行 課							

を

出	出納員	班 長	班 員				
納							
発	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	担当者	起 票	
行 課							

に改める。

様式第28号の2及び様式第28号の3中

予	課 長	企 画 統括監	班 長	班 員			
	算						
発	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	起 票		
	行 課						

を

予	課 長	班 長	班 員			
	算					
発	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	担 当	起 票
	行 課					

に改める。

様式第30号中

局 長	統括監	総務企画 課 長	企 画 調整監	班 長	班 員	起 票

を

企 業 局 長	企 画 統括監	技 術 統括監	総務企 業 課 長	班 長	班 員
------------	------------	------------	--------------	-----	-----

			画課			
発行課	課長 (所長)	調整監等 (次長)	班長 (課長)	班員 (課員)	担当	起票

に改める。

様式第31号（その1）を次のように改める。

様式第31号

予 算 執 行 伺

企業局長 統括監				決 裁 欄		
課 長 調整監 班 長 課 員				(起案者) TEL 職氏名		
課 長 調整監 班 長 課 員						
起 案	年 月 日		決 裁	年 月 日		
平 成 年 度	会 計	款	項	目		
節	執行伺額 ￥ — (うち税￥)		支出の方法(該当を○で囲む) 精算払 資金前渡 概算払 前金払 繰替払 委託 部分払			
予算執行の内容						

(裏)

(特に必要のある場合に使用)

備考 1 執行何額欄は、執行しようとする金額の総額を記載すること。
 2 回議又は合議を要する職は、必要に応じて追加、削除又は訂正すること。
 様式第31号（その2）、様式第31号の2（その1）及び様式第31号の2（その2）を削る。

様式第33号中

	企 業 長	企 画 統 括 監	技 術 統 括 監	総 務 企 画 課	総 務 企 画 長	財 務 監	班 長	班 員
発 行 課	課 長 (所長)	調 整 監 等 (次長)	副 参 事 (場長)	班 長 (課長)	主 幹	主 査	班 員 (課員)	

を

	企 業 長	企 画 統 括 監	技 術 統 括 監	総 務 企 画 課	総 務 企 画 長	班 長	班 員
発 行 課	課 長 (所長)	調 整 監 等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	担 当	起 票	

に改める。

様式第37号（その1）中

決 裁 印	企 業 長	企 画 統 括 監	技 術 統 括 監	総 務 企 画 課	総 務 企 画 長	企 画 調 整 監	班 長	班 員
	発 行 課	課 長 (所長)	調 整 監 等 (次長)	副 参 事 (場長)	班 長 (課長)	主 幹	班 員 (課員)	起 票

を

決 裁 印							
	発 行 課	課 長 (所長)	調 整 監 等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	担 当	起 票

に改める。

様式第48号中

決 裁 印	予	課 長	企 画 統 括 監	班 長	班 員			

算									を
	発行課	課長(所長)	調整監等(次長)	班長(課長)	班員(課員)	起票			

決 裁 印

発行課	課長(所長)	調整監等(次長)	班長(課長)	班員(課員)	担当	起票

に改める。

様式第49号の次に次の1様式を加える。

様式第49号の2

不用品処分調書

平成 年 月 日

課長(所長)	調整監等(次長)	班長(課長)	班員(課員)

次の物品を売却、廃棄してよいか伺います。

品名	物品整理番号	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
理由							

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）別表中東京都の項及び大阪府の項に定める支給」を「次の表の支給地域の欄に掲げる」に、「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額」を「同表の級地の欄に掲げる地域手当の級地の区分に

応じた支給割合を乗じて得た額」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

級地	支給割合	都府県	支給地域
1級地	100分の18	東京都	特別区
2級地	100分の15	埼玉県	和光市
3級地	100分の13		
4級地	100分の12		
5級地	100分の10	大阪府	枚方市

第19条の2中「別表第5の中欄」を「別表第5の職の欄」に、「同表の右欄に掲げる額と」を「同表の週休日等に勤務した場合の支給額の欄又は週休日等以外の日に勤務した場合の支給額の欄に掲げる額と」に、「し、同条」を「し、同条第1項」に、「同表の右欄に掲げる額に100分の150」を「同表の週休日等に勤務した場合の支給額の欄に掲げる額に100分の150」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

企 業 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300

	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
再任用職員以外の職員	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400			
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700			
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900			
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200			
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500			
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700			
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900				
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200				
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500				
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700				
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900				
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200				
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500				
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700				
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					

	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300				
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500				
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700				
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000				
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300				
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500				
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700				
	94		292,500	340,300						
	95		292,900	340,800						
	96		293,300	341,200						
	97		293,500	341,300						
	98		293,800	341,800						
	99		294,200	342,200						
	100		294,600	342,500						
	101		294,800	342,800						
	102		295,100	343,200						
	103		295,500	343,600						
	104		295,800	344,000						
	105		296,000	344,500						
	106		296,300	344,900						
	107		296,700	345,300						
	108		297,000	345,700						
	109		297,200	346,200						
	110		297,600	346,600						
	111		298,000	346,900						
	112		298,300	347,200						
	113		298,400	347,700						
	114		298,700							
	115		299,000							
	116		299,400							
	117		299,600							
	118		299,800							
	119		300,100							
	120		300,400							
	121		300,800							
	122		301,000							
	123		301,300							
	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2中「224,600」を「223,900」に、「263,500」を「258,300」に、「290,700」を「285,000」に、「322,100」を「315,800」に、「367,500」を「360,100」に、「414,100」を「405,800」に、「465,600」を「456,100」に改める。

別表第3中「企画調整監」を削る。

別表第4中「企画調整監 配水調整監」を「配水調整監」に、

「	所長	66,400円	を
	北谷浄水管理事務所次長	66,400円	
	技術総括、副参事	49,900円	

所長 北谷浄水管理事務所次長	66,400円
技術総括 副参事	49,900円

に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第19条の2関係）

組織	職	週休日等に勤務した場合の支給額	週休日等以外の日勤務した場合の支給額
本庁	企業技監	12,000円	6,000円
	参事監 企業企画統括監 企業技術統括監	10,000円	5,000円
	参事 課長	8,000円	4,000円
	配水調整監 計画調整監 副参事	6,000円	3,000円
出先機関	北谷浄水管理事務所長	10,000円	5,000円
	所長 北谷浄水管理事務所次長	8,000円	4,000円
	技術総括 副参事	6,000円	3,000円

備考

- 週休日等に勤務した場合の支給額とは、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により給与条例第14条の2第1項に規定する週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給する額をいう。
- 週休日等以外の日勤務した場合の支給額とは、給与条例第14条の2第2項の規定により、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する額をいう。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置等)
- この規程の施行に伴う号給等の調整、経過措置等については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第63号）附則第5項から第14項までの規定（同条例附則第13項に規定する地域手当に関する規定を除く。）の適用を受ける一般職員の例による。

沖縄県企業局管理規程第5号

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の表企画調整監の項を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業局職員公舎管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員公舎管理規程（昭和56年沖縄県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第21条関係）

構造	経過年数	1平方メートル当たりの基準入居料				
		公舎面積				
		55未満 (㎡)	55～70未満 (㎡)	70～80未満 (㎡)	80～100未満 (㎡)	100以上 (㎡)
木造	5年未満	円 351	円 439	円 535	円 648	円 807
	5年以上10年未満	246	310	393	468	597
	10年以上15年未満	177	228	295	352	450
	15年以上20年未満	136	177	237	283	362
	20年以上25年未満	90	113	162	193	239
	25年以上30年未満	59	80	115	131	176
	30年以上	52	55	71	78	108
非木造	5年未満	円 351	円 439	円 535	円 648	円 807
	5年以上10年未満	303	382	474	565	719
	10年以上15年未満	256	324	408	486	619
	15年以上20年未満	219	279	356	424	541
	20年以上25年未満	190	243	316	376	479
	25年以上30年未満	168	215	284	339	432
	30年以上35年未満	149	193	258	309	395
	35年以上40年未満	136	177	239	286	365
	40年以上45年未満	125	164	221	267	336
	45年以上50年未満	119	155	202	246	308
	50年以上	87	115	168	202	259
備考	経過年数については毎年度当初に算定し、当該年度中はその算定した年数を経過年数とする。					

1 入居料の月額額は、上記の表の経過年数の欄に掲げる年数の区分に応じ、それぞれ同表1平方メートル当たり基準入居料の欄に掲げる基準額に当該公舎の延面積を乗じて算定した額とする。

2 使用期間が1月に満たない場合における入居料は、日割計算とする。

3 算定した額に10円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第7号

沖縄県企業局文書編集保存規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業局文書編集保存規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局文書編集保存規程（昭和60年沖縄県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。
第8条第2項中「文書管理システムを用いて申し出る」を「協議する」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第8号

沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業局文書管理規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局文書管理規程（平成7年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「文書管理システムで管理する公布日等の」を「総務企画課に備える規程等整理簿（第1号様式）による公布」に、同条第4号中「（甲）（様式第2号）」を「（第2号様式又は第2号様式の2）」に改める。

第18条第2項中「の電子的方式による起案又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれか」を「で出力する起案用紙」に改める。

第24条第1項ただし書を削り、同条第2項中「電子決裁によるものについては」を「文書管理システムで出力する起案用紙により起案した場合は」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第12条関係）

規程等整理簿

規程等種別						
番号	公報番号	件名	決裁月日	掲載月日	所管課	備考

(注) 規程、告示、公告又は訓令の種別に分けて別葉にして用いること。

第6号様式及び第6号様式の2中「第18条、第20条、第21条」を「第18条」に改める。

第7号様式中「第11条」を「第18条」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第9号

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「企画調整監、」を削る。

別表第1中「及び出資金」を削り、「補償費、企業債等の元利償還及び会計規程第33条の3」を「補償金及び会計規程第33条の4」に改める。

別表第2中「補償費」を「補償金」に、「、企業債の元利償還及び会計規程第33条の3」を「及び会計規程第33条の4」に改める。

別表第4中「(5) 企業債等の元利償還の予算執行及び支出負担行為の決定に関すること。」を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県企業局訓令第3号

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 平 良 敏 昭

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「870円」を「880円」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3 沖縄県立中部病院の項の前に次のように加える。

沖縄県立北部病院	腎臓内科
----------	------

別表第3 沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中「血液・腫瘍内科」を「腎臓内科 血液・腫瘍内科」に改め、同表に次のように加える。

沖縄県立宮古病院	腎臓内科
沖縄県立八重山病院	腎臓内科

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第4号

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表沖縄県立北部病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 腎臓内科」に、「リハビリテーション室」を「リハビリテーション室 地域診療科 総合診療科」に改め、同表沖縄県立中部病院の項中「地域医療科」を「地域診療科 総合診療科」に改め、同表沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中「循環器内科」を「循環器内科 腎臓内科」に、「リハビリテーション室」を「リハビリテーション室 地域診療科 総合診療科」に改め、同表沖縄県立宮古病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 腎臓内科」に、「リハビリテーション室」を「リハビリテーション室 地域診療科 総合診療科」に改め、同表沖縄県立八重山病院の項中「循環器内科」を「循環器内科 腎臓内科」に、「リハビリテーション室」を「リハビリテーション室 地域診療科 総合診療科」に改める。

第7条第1項の表医療部の項中

リハビリテーション室	患者のリハビリテーションの実施に関すること。	を
地域医療科	附属診療所の総括的サポートに関すること。	

リハビリテーション室	患者のリハビリテーションの実施に関すること。	に改める。
地域診療科	1 附属診療所の総括的サポートに関すること。 2 訪問診療に関すること。	
総合診療科	1 患者の総合内科の診療に関すること。 2 患者の初期診療に関すること。 3 患者の家庭医療に関すること。	

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第5号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「100分の18」を「100分の20」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の15」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第20条第1項中「別表第15の中欄」を「別表第15の職の欄」に、「同表の右欄に掲げる額と」を「同表の週休日等に勤務した場合の支給額の欄又は週休日等以外の日に勤務した場合の支給額の欄に掲げる額と」に、「し、同条」を「し、同条第1項」に、「同表の右欄に掲げる額に100分の150」を「同表の週休日等に勤務した場合の支給額の欄に掲げる額に100分の150」に改め、同条第2項中「職員に」の次に「給与条例第18条第1項の規定により」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれ次に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

第20条に次の1項を加える。

3 任期付職員採用条例第2条第1項の規定により採用された職員に給与条例第18条第2項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる当該職員が受ける給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 6号給及び7号給並びに第4条第3項の規定による給料月額 6,000円
- (2) 5号給 5,000円
- (3) 2号給から4号給まで 4,000円
- (4) 1号給 3,000円

第22条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

病院事業行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900

	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300	
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700	
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000	
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300	
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700		
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100		
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800		
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300		
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700		
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100		
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500		
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900		
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300		
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700		
再	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000		
任	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300		
用	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700		
職	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000		
員	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300		
以	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600		
外	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800			
の	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100			
職	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400			
員	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700			
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000			
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300			
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600			
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800			
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100			

71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				
117		299,600				
118		299,800				
119		300,100				
120		300,400				
121		300,800				
122		301,000				
123		301,300				

	124		301,600							
	125		301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2病院事業医療職給料表(2)及び病院事業医療職給料表(3)を次のように改める。

別表第2 (第4条関係)

病院事業医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200
	32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900
	33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200
	34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500
	35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800
	36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000

	37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100
	38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300
	39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400
	40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500
	41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300
	42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100
	43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900
	44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700
	45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100
	46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700
	47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200
	48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600
再	49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000
任	50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300
用	51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600
職	52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900
員	53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200
以	54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500
外	55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800
の	56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100
職	57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400
員	58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700
	59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000
	60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400
	61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600
	62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900
	63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200
	64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
	65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700
	66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	
	67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	
	68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	
	69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300	
	70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800	
	71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300	
	72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800	
	73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400	
	74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900	
	75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500	
	76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100	
	77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600	
	78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100	
	79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600	
	80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100	
	81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400	
	82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900	
	83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300	
	84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700	
	85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100	
	86		287,200	323,100	344,000		
	87		287,400	323,300	344,300		

	88		287,600	323,700	344,600		
	89		288,000	324,100	345,000		
	90		288,200	324,500	345,300		
	91		288,400	324,900	345,700		
	92		288,600	325,300	346,000		
	93		289,000	325,600	346,400		
	94		289,200	325,800	346,700		
	95		289,400	326,200	347,000		
	96		289,700	326,500	347,300		
	97		290,100	326,700	347,600		
	98		290,400	327,000	348,000		
	99		290,600	327,300	348,400		
	100		290,900	327,600	348,800		
	101		291,200	327,800	349,300		
	102		291,400	328,100	349,700		
	103		291,600	328,500	350,100		
	104		291,900	328,700	350,500		
	105		292,200	328,800	351,000		
	106			329,100			
	107			329,500			
	108			329,700			
	109			329,900			
	110			330,300			
	111			330,700			
	112			331,100			
	113			331,300			
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 前各号に類する医療技術者

病院事業医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400

3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100
33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300

	54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
	55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
	56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
	57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
	58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
	59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
	60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
	61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
	62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
	63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
再	64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
任	65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
用	66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
職	67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
員	68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	
以	69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400	
外	70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700		
の	71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400		
職	72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000		
員	73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700		
	74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200		
	75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800		
	76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300		
	77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700		
	78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300		
	79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800		
	80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100		
	81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400		
	82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900		
	83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300		
	84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600		
	85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900		
	86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400		
	87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900		
	88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300		
	89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600		
	90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000		
	91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500		
	92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900		
	93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300		
	94	279,200	312,700	346,100	364,100			
	95	280,100	313,400	346,800	364,500			
	96	281,100	314,000	347,400	364,800			
	97	282,000	314,700	347,800	365,400			
	98	282,800	315,000	348,200	365,900			
	99	283,500	315,600	348,700	366,400			
	100	284,400	316,300	349,100	366,900			
	101	285,200	316,700	349,600	367,500			
	102	286,000	317,300	350,000	368,000			
	103	286,800	317,900	350,500	368,500			
	104	287,600	318,500	350,900	368,900			

105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		
132	297,200	327,600		
133	297,400	327,900		
134	297,700	328,300		
135	298,100	328,700		
136	298,400	329,100		
137	298,600	329,400		
138	298,900	329,800		
139	299,300	330,200		
140	299,600	330,600		
141	299,800	330,900		
142	300,200	331,300		
143	300,600	331,600		
144	300,900	332,000		
145	301,000	332,300		
146	301,300	332,700		
147	301,600	333,100		
148	302,000	333,500		
149	302,200	333,800		
150	302,400	334,200		
151	302,700	334,600		
152	303,000	335,000		
153	303,400	335,300		
154	303,600			
155	303,800			
156	304,100			

	157	304,400						
	158	304,700						
	159	305,000						
	160	305,300						
	161	305,700						
	162	306,000						
	163	306,300						
	164	306,600						
	165	307,000						
	166	307,300						
	167	307,600						
	168	307,900						
	169	308,300						
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

病院事業現業業務従事職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200

	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
	44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
	45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
	46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
	47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
	48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
	49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
	50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
	51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
	52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
	53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
	54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
	55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
	56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
	57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
	58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
	59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
	60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
再	61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
任	62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
用	63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
職	64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
員	65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
以	66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
外	67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
の	68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
職	69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
員	70	206,100	250,200	280,200	309,100	356,600
	71	206,500	250,800	281,000	309,600	357,100
	72	207,100	251,300	281,700	310,100	357,600
	73	207,700	251,500	282,500	310,400	358,000
	74	208,400	251,900	283,200	310,900	358,500
	75	209,100	252,400	284,000	311,400	359,000
	76	209,900	252,900	284,800	311,800	359,500
	77	210,200	253,500	285,400	312,000	359,900
	78	210,900	253,900	286,000	312,300	360,400

79	211,600	254,400	286,500	312,600	360,900
80	212,300	254,900	286,900	312,900	361,400
81	213,000	255,200	287,300	313,200	361,800
82	213,700	255,500	287,700	313,500	362,300
83	214,400	255,800	288,200	313,800	362,800
84	215,100	256,100	288,700	314,100	363,300
85	215,800	256,300	289,100	314,300	363,700
86	216,500	256,600	289,700	314,700	
87	217,200	256,900	290,300	315,000	
88	217,900	257,200	290,900	315,200	
89	218,400	257,400	291,200	315,400	
90	219,000	257,600	291,700	315,700	
91	219,600	258,000	292,200	316,000	
92	220,200	258,200	292,600	316,300	
93	220,600	258,500	293,000	316,500	
94	221,100	258,900	293,500	316,800	
95	221,600	259,200	294,000	317,100	
96	222,100	259,500	294,500	317,300	
97	222,700	259,700	294,800	317,500	
98	223,200	260,000	295,200	317,800	
99	223,700	260,200	295,700	318,100	
100	224,200	260,500	296,200	318,300	
101	224,800	260,800	296,600	318,500	
102	225,300	261,000	297,000		
103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600		
105	226,900	261,800	297,900		
106	227,400	262,000	298,300		
107	227,900	262,300	298,700		
108	228,300	262,500	299,100		
109	228,500	262,800	299,400		
110	228,900	263,100	299,800		
111	229,400	263,400	300,200		
112	229,900	263,600	300,500		
113	230,300	263,800	300,700		
114	230,800	264,100	301,000		
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		
129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		

	132		268,700	305,500		
	133		268,800	305,700		
	134		269,100			
	135		269,400			
	136		269,700			
	137		269,800			
再任用職員		191,300	202,400	220,900	241,700	272,400

備考 この表は、電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。

別表第4中「377,000」を「370,000」に、「426,000」を「418,000」に、「479,000」を「470,000」に、「542,000」を「531,000」に、「618,000」を「606,000」に、「722,000」を「708,000」に、「845,000」を「828,000」に改める。

別表第5中「224,600」を「223,900」に、「263,500」を「258,300」に、「290,700」を「285,000」に、「322,100」を「315,800」に、「367,500」を「360,100」に、「414,100」を「405,800」に、「465,600」を「456,100」に改める。

別表第6の2の表中「243,700」を「242,000」に、「281,300」を「275,700」に、「330,200」を「323,700」に改め、別表第6の3の表中「256,600」を「254,800」に、「287,200」を「281,500」に、「333,500」を「326,900」に、「379,400」を「371,800」に改める。

別表第11の病院事業医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

「

42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
43
44
44
44
44
44
44
45
45
45

を

41
41
41
42
42
42
42
42
42
43
43
43
43
43
43
44
44
44
44

に、

37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
36
36
37
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38
38
39
39
39

に改める。」

別表第11の2中「0.21」を「2」に、「0.18」を「1.5」に、「0.15」を「1」に、「0.12」を「0.5」

に、「0.09」を「0.0945」に、「0.06」を「0.063」に改める。

別表第12中

を

院長（中部、南部医療センター・こども医療センター）
院長（北部、精和、宮古、八重山）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である院長に限る。） 副院長（中部、南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長に限る。） 母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である母子センター長に限る。）
院長（北部、精和、宮古、八重山）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である院長に限る。） 副院長（中部、南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。） 母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である母子センター長に限る。）
参事
副院長（北部、精和、宮古、八重山）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長に限る。） 医療部長（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である医療部長に限る。）
副院長（北部、精和、宮古、八重山）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。） 医療部長（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である医療部長に限る。）

院長（精和病院を除く。）

院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である院長に限る。）
副院長（精和病院を除く。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長に限る。）
母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である母子センター長に限る。）

院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である院長に限る。）
副院長（精和病院を除く。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長に限る。）
副院長（中部、南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である母子センター長に限る。）

参事

副院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長に限る。）
医療部長（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である医療部長に限る。）

副院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長に限る。）
副院長（北部病院、精和病院、宮古病院、八重山病院）（病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。）
医療部長（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である医療部長に限る。）

に改める。

別表第15を次のように改める。

別表第15（第20条関係）

組織	職	週休日等に勤務した場合の支給額	週休日等以外の日 に勤務した場合の支給額
本庁	医療技監 病院事業統括監	10,000円	5,000円
	参事 県立病院課長	8,000円	4,000円
	総務企画監 経営企画監 医療企画監 看護企画監 副参事	6,000円	3,000円
県立病院	院長（精和病院を除く。）	12,000円	6,000円
	院長（精和病院に限る。） 副院長（精和病院を除く。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員で副院長に限る。） 副院長（中部病院、南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。） 母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）	10,000円	5,000円
	参事 副院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員で副院長に限る。） 副院長（北部病院、精和病院、宮古病院、八重山病院）（病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。） 医療部長 事務部長 看護部長	8,000円	4,000円

備考1 週休日等に勤務した場合の支給額とは、管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により給与条例第18条第1項に規定する週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給する額をいう。

2 週休日等以外の日に勤務した場合の支給額とは、給与条例第18条第2項の規定により、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する額をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置等）

2 この規程の施行に伴う号給等の調整、経過措置等については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第63号。以下「改正条例」という。）附則第5項から第14項までの規定の適用を受ける一般職員の例による。この場合において、改正条例附則第7項中「平成30年3月31日」とあるのは「平成31年3月31日」と読み替えるものとする。

沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局嘱託研修医師設置規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県病院事業局嘱託研修医師等設置規程

第1条中「医師」を「医師及び歯科医師」に改める。

第2条第1項に次の4号を加える。

- (4) 嘱託初期研修歯科医師
- (5) 嘱託専門研修歯科医師A
- (6) 嘱託専門研修歯科医師B
- (7) 嘱託専門研修歯科医師C

第2条に次の1項を加える。

- 3 第1項第4号の嘱託初期研修歯科医師は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「歯科初期研修」という。）を受ける者とし、第1項第5号の嘱託専門研修歯科医師Aは、歯科初期研修を修了した後、県立病院の研修プログラムに基づく後期の臨床研修を受ける者（嘱託専門研修歯科医師B及び嘱託専門研修歯科医師Cを除く。）とし、同項第6号の嘱託専門研修歯科医師Bは、歯科初期研修を修了した後、県立病院の研修プログラムに基づく後期の臨床研修を受ける者のうち、院長が、一定の程度の診療に関する知識及び技能があると認める者とし、同項第7号の嘱託専門研修歯科医師Cは、歯科初期研修を修了した後、県立病院の研修プログラムに基づく後期の臨床研修を受ける者のうち、院長が、嘱託専門研修歯科医師Bの程度を上回る程度以上の診療に関する知識及び技能があると認める者とする。

第3条から第9条までの規定中「嘱託研修医師」を「嘱託研修医師等」に改める。

別表中	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">嘱託専門研修医師B</td> <td>日額24,000円 夜勤1回につき、6時間以上は16,000円、3時間以上6時間未満は11,000円、3時間未満は4,000円</td> </tr> </table>	嘱託専門研修医師B	日額24,000円 夜勤1回につき、6時間以上は16,000円、3時間以上6時間未満は11,000円、3時間未満は4,000円	を
嘱託専門研修医師B	日額24,000円 夜勤1回につき、6時間以上は16,000円、3時間以上6時間未満は11,000円、3時間未満は4,000円			

嘱託専門研修医師B	日額24,000円 夜勤1回につき、6時間以上は16,000円、3時間以上6時間未満は11,000円、3時間未満は4,000円	に改める。
嘱託初期研修歯科医師	日額10,000円	
嘱託専門研修歯科医師A	日額12,500円	
嘱託専門研修歯科医師B	日額15,000円	
嘱託専門研修歯科医師C	日額16,000円	

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第4号

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局の非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「870円」を「880円」に、「980円（歯）」を「990円（歯）」に、「900円」を「910円」に、「980円（看）」を「1,000円（看）」に、「1,150円」を「1,170円」に、「880円」を「890円」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

議 会 事 項

沖縄県議会訓令第1号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（総務事務センター室長専決事項）

第10条 総務部で総務事務を集中処理する総務部行政管理課総務事務センターの総務事務センター室長が併任する副参事が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 局内の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給に関し必要な事項を認定すること。
- (2) 前条の規定にかかわらず、局内の職員に沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）第6条第10項に規定する移転料が支給される旅行を命ずること。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県議会訓令第2号

沖縄県議会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会公印規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会公印規程（昭和47年沖縄県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「公印の管守者に示し、その」を「管理主任又は取扱主任の」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第8条とする。

- 2 管理主任又は取扱主任は、前項の規定による審査の結果公印の使用を適当と認めるときは、決裁済み文書の所定欄に認印するとともに、文書管理システム（電子計算機を利用して、文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムで総務私学課長が管理するものをいう。以下同じ。）の機能を利用して公印申請を行う場合には、文書管理システムにより承認を行うものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（公印管理主任及び公印取扱主任）

第7条 公印の管守者は、公印管理主任（以下「管理主任」という。）及び公印取扱主任（以下「取扱主任」という。）を定め、管守する公印の管理、使用その他関係事務の処理に当らせるものとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県議会訓令第3号

沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 3月31日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局文書取扱規程（昭和51年沖縄県議会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「もつて」を「もって」に改める。

第5条第1号中「文書管理システム（電子計算機を利用して、文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムで総務部総務私学課長（以下「総務私学課長」という。）が管理するものをいう。以下同じ。）」を「総務課に備える例規文書整理簿（第1号様式）」に改め、同条第2号中「その番号は、文書管理システム」の次に「（電子計算機を利用して、文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に関する事務の処理を行うためのシステムで総務部総務私学課長が管理するものをいう。以下同じ。）」を、「第2号様式」の次に「又は第2号様式の2」を加える。

第7条第5項中「主管する課（以下「主管課」を「所管する課（以下「所管課」に改める。

第10条第1項中「主管課長」を「所管課長」に改める。

第11条中「文書管理システムの電子的方式による起案又は文書管理システムで出力する起案用紙による起案のいずれかの方法」を「文書管理システムで出力する起案用紙」に改める。

第13条第2項中「主管課長」を「所管課長」に改め、同条第3項中「あつては」を「あつては」に改める。

第14条第1項中「電子決裁による場合を除き、」を削る。

第16条中「主管課長」を「所管課長」に改める。

第18条第2項中「もつて」を「もって」に改め、同条第3項を削り、同条第4項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第22条第1項中「主管課長」を「所管課長」に改める。

第23条第1項中「主管課長」を「所管課長」に改め、同条第2項中「主管課長」を「所管課長」に、「当たつては」を「当たつては」に改める。

第24条第1項中「よつて」を「よって」に、同条第3項中「主管課長」を「所管課長」に改める。

第25条第1項中「あつては主管課長」を「あつては所管課長」に、「保存文書にあつては」を「保存文書にあつては」に改める。

第26条第1項中「主管課長」を「所管課長」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

例規文書種別	
--------	--

例 規 文 書 整 理 簿

番号	件 名	公報番号	掲載月日	所 管 課

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第5条関係)

文 書 件 名 簿 (甲)

件 名			文書番号
			担当者名
処 理 区 分	月 日	発 信 者 名 又 は 宛 先	来 信 記 号 番 号
収 受 ・ 施 行	・		第 号
処 理 経 過	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
1 文書件名簿乙に継続記載 2 別件文書件名簿使用 3 完結 (月 日)			

件 名			文書番号
			担当者名
処 理 区 分	月 日	発 信 者 名 又 は 宛 先	来 信 記 号 番 号
収 受 ・ 施 行	・		第 号
処 理 経 過	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
	収 受 ・ 施 行	・	第 号
1 文書件名簿乙に継続記載 2 別件文書件名簿使用 3 完結 (月 日)			

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式の2 (第5条関係)

(表)

文 書 件 名 簿 (乙)

件 名			文書番号
			担当者名
処 理 区 分	月 日	発 信 者 名 又 は 宛 先	来 信 記 号 番 号

処 理 経 過	收受・施行	・		第 号
	收受・施行	・		第 号
	收受・施行	・		第 号

	收受・施行	・		第 号
	收受・施行	・		第 号
	收受・施行	・		第 号

(裏)

処 理 区 分	月 日	発 信 者 名 又 は 宛 先	来 信 記 号 番 号
収 受 ・ 施 行	・		第 号
処 理 経 過	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号
	收受・施行	・	第 号

	收受・施行	・		第 号
	收受・施行	・		第 号
	收受・施行	・		第 号

第8号様式を次のように改める。

第8号様式 削除

第10号様式中「主管課長」を「所管課長」に、
主 幹 課 を 所 管 課 に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--